

## 第 2 章 計画策定の背景

---

- 1 世界・国・県の動向
- 2 はしもと男女共生社会推進行動計画（第一次計画）の取り組み状況と課題

## 1 世界・国・県の動向

### (1) 世界の動向

昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年に、第 1 回世界女性会議がメキシコシティで開催され、女性の地位向上をめざして、各国の取るべき措置のガイドライン\*<sup>3</sup>を示した「世界行動計画」が採択されました。これを契機に、「平等・開発・平和」を目標に掲げた女性の地位向上への取り組みは各国で展開され、昭和 54 年（1979 年）に国連で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択され、日本も含め 57 か国が署名しました。

平成 7 年（1995 年）、北京で第 4 回世界女性会議が開催されました。この会議で採択された「北京宣言」及び「行動綱領」では、女性の地位は向上したものの、男女間の不平等が続いていることを確認し、第 3 回世界女性会議での「西暦 2000 年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全で効果的な実現をめざすとともに、各国は、12 の重大問題領域\*<sup>4</sup>において、具体的な行動をとることを要請されました。

北京女性会議から 10 年目にあたることを記念して、平成 17 年（2005 年）にニューヨークで「第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。

平成 21 年（2009 年）8 月に公表された国連の女子差別撤廃委員会の最終見解では、日本において女性差別の解消への取り組みが遅れていることが、下記のとおり指摘されています。

- ・ 深く根付いた固定的性別役割分担意識の解消
- ・ 性別に基づく男女間の賃金格差の是正
- ・ 非正規雇用の大部分を女性労働者が占めている現状の改善
- ・ さまざまな年齢層の子どもたちへの保育施設の拡充、男性の育児休業の奨励
- ・ セクシュアル・ハラスメント\*<sup>5</sup>を含む性差別への制裁
- ・ 女性に対するあらゆる形態の暴力に関する取り組みの強化 等

### (2) 国の動向

我が国では、日本国憲法で男女平等を定められたことを契機に、女性の地位向上を図るための取り組みが進められ、また世界的な動きの中で大きく進展しました。

第 1 回世界女性会議の「世界行動計画」を踏まえ、昭和 52 年（1977 年）に、向こう 10 年間の女性に関する施策を示した「国内行動計画」が策定され、昭和 60 年（1985 年）、「女子差別撤廃条約」に批准しました。

平成 11 年（1999 年）6 月、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現を促進するため「男女共同参画社会基本法\*<sup>2</sup>」を公布・施行しました。この基本法に基づき平成 12 年（2000 年）に「男女共同参画基本計画」、さらに平成 17 年（2005 年）には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定され、10 の重点事項\*<sup>6</sup>が示されています。

平成13年(2001年)に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV<sup>\*7</sup>防止法<sup>\*8</sup>」という。)が制定・施行され、今日までに二度の保護命令制度の拡充等を規定した改正が行われ、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みが前進しています。

雇用の分野では、平成18年(2006年)12月に、子育てや介護等により離職した女性に対し、希望に沿った再就職・起業の実現のため、「女性の再チャレンジ支援プラン」が改定され、具体的施策が盛り込まれました。

また、平成19年(2007年)12月、安定した仕事に就けない、仕事と生活が両立しにくいといった現実の改善をめざし、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を描くとともに、関係者が果たすべき役割を示した、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス<sup>\*9</sup>)憲章」を制定し、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

平成20年(2008年)10月、男女共同参画会議基本問題専門調査会から、「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」が報告され、地域において男女共同参画が必ずしも順調に進んでいない現状に対し、さまざまな地域課題に対して、意識啓発や知識習得を中心とする従来の取り組みから、課題解決型の実践的活動を中心とする取り組みへの移行が提言されています。

平成22年(2010年)には、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。その特徴は次の4点であり、また15の重点分野<sup>\*10</sup>のうち新たに、5分野が追加されました。

①経済社会情勢の変化等に対応して重点分野を新設(15分野のうち5分野)

・新設分野

男性・子どもにとっての男女共同参画

貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

科学技術・学術分野における男女共同参画

地域・防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

②実効性のあるアクション・プラン<sup>\*11</sup>とするためそれぞれの重点分野に「成果目標」を設定

③2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取り組みを推進

④女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題<sup>\*12</sup>」の解消も強調

### (3) 和歌山県の動向

和歌山県では、昭和 52 年（1977 年）に青少年局育成課に女性行政担当窓口が設置され、男女共同参画の取り組みが始まりました。同年には庁内関係課室で構成する婦人問題連絡会議、翌年には有識者などによる婦人問題企画推進会議が設置され、昭和 57 年（1982 年）には「和歌山婦人施策の指標」、昭和 63 年（1988 年）に「21 世紀をめざすわかやま女性プラン」が策定され、平成 7 年（1995 年）に同プランの改定を行うなど、推進体制の整備と効果的な施策展開のための計画策定を行ってきました。

平成 7 年（1995 年）、人材育成を目的とした海外派遣事業「女性のつばさ」を実施し、平成 8 年（1996 年）、女性の意見を施策へ反映することを目的とした「わかやま女性 100 人委員会」を設置し、平成 10 年（1998 年）、女性問題の解消と男女共生社会づくりをめざす県民の活動と交流の拠点として県女性センター（現、男女共生社会推進センター）「りいぶる」を開設するなどさまざまな施策が展開され、女性の視点の反映と、エンパワーメント<sup>\*13</sup>支援への取り組みが積極的に展開されています。

平成 14 年（2002 年）には、「和歌山県男女共同参画推進条例」を制定・施行、これに伴い和歌山県男女共同参画審議会を設置し、平成 15 年（2003 年）3 月、「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成 18 年（2006 年）には、DV 防止法<sup>\*8</sup>に基づく「和歌山県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」が策定され、平成 21 年（2009 年）には、計画を改定しています。

平成 19 年（2007 年）3 月に「和歌山県男女共同参画基本計画」を改定し、次の 8 つの施策の方向をもとに、男女共同参画社会実現に向けた取り組みをさらに推進しています。

- ①新しいふるさとづくりへの男女共同参画の推進
- ②政策・方針決定過程での男女共同参画の促進
- ③男女共同参画に向けての社会的気運の醸成
- ④働く場での男女共同参画の推進
- ⑤仕事と家庭の両立支援
- ⑥あらゆる男女間の暴力的行為の根絶
- ⑦男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり
- ⑧男女共同参画推進のための教育の充実

## 2 はしもと男女共生社会推進行動計画（第一次計画）の取り組み状況と課題

### （1）男女平等の推進

男女平等を実現し、固定的な性別役割分担意識を解消することを目指した教育および学習を推進してきました。

平成23年度の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の結果では、固定的な性別役割分担意識や男女不平等感はまだ根強く残っていますが、職場や家庭生活、慣習等に比べ、学校教育の場では、男女平等であると答える人の割合が多くなっています。教育の成果が社会に生かされる必要があります。

女性の活動拠点となる男女共生推進センターの開設は実現しませんでした。その必要性と実現可能性について再検討する必要があります。

ドメスティック・バイオレンス（＝DV）について、平成23年度の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の結果では、身体的暴力は女性15.6%、男性3.7%、脅迫的暴力は女性7.0%、男性1.7%、精神的暴力は女性14.6%、男性5.7%、性的暴力は女性9.4%、男性0.8%、経済的制約は女性4.4%、男性0.8%、社会的束縛は女性4.8%、男性1.1%の人が経験しています。また、DV被害者がどこ（だれ）にも相談しなかった割合が、女性で44.1%、男性で55.2%という結果がでています。

#### （課題）

- ・子どもたちが男女共同参画社会の担い手となるように育てる教育の充実
- ・教育の成果が社会で生かされる方策の推進
- ・家庭や地域、職場における男女共同参画意識の向上のための啓発の充実
- ・男女共生推進センター開設の検討
- ・DV防止のための施策の充実・強化



## (2) あらゆる分野における男女共同参画の促進

審議会等委員における女性の割合についても横ばいで推移しており、平成 23 年度で 29.6%となっています。団体選出の場合、構成員に女性が少ないので、男性に偏りがちとなっています。

市職員の一般行政職における、女性の割合は横ばいで推移しているが、管理職の女性の割合は少しずつ増加傾向にあり、平成 23 年度で 14%となっています。

市議会議員における女性の割合は、平成 19 年度の 2.9%から平成 23 年度は 12.5%、また定数の改正により 13.6%と増加傾向にあります。

また、区長・自治会長に占める女性の割合は、平成 23 年度で 6.4%の状況です。

### (課題)

- ・ 審議会等委員に占める女性の割合を高める
- ・ 女性職員の管理職比率を高める
- ・ 市のあらゆる施策において、男女共同参画の視点を踏まえた、職員の政策立案能力の向上を図る
- ・ 政策・方針決定過程に参画できる女性人材の育成
- ・ 市内事業所へ女性登用の働きかけ

## (3) 男女とも多様な働き方が可能となる社会環境の整備

雇用や職場での男女平等などについて、事業所に対して啓発を行なってきました。労働の分野の男女平等は法制度的には整いつつありますが、現実には収入などさまざまな男女間格差があります。また、最近では非正規労働者が男女を問わず広がり、正規・非正規間の格差が社会問題化しています。

一方、核家族化、高齢化が進むなか、男女労働者が、仕事と家庭生活を両立することができるよう、育児・介護休業制度の充実や社会環境の整備等は、ますます重要になっています。

労働に関する実態を調査・分析し、事業所への積極的な働きかけを行うなど地道な努力を続けていくことが必要です。

### (課題)

- ・ 市内事業所への働きかけの強化
- ・ ワーク・ライフ・バランス<sup>\*9</sup>（仕事と生活の調和）の推進
- ・ 女性をはじめ多くの人の多様な働き方に対応した支援体制の強化

#### (4) 女性の健康と福祉

「いのちを育む授業（健康教育）」を小・中学生を対象に実施しています。子どもが自己肯定感をもち、自分を大切にすることはもちろんのこと、他者を思いやる気持ちを育むことで、10代の望まぬ妊娠や児童虐待の防止につながるものと考えられます。

また、妊娠初期に母子手帳を取得していない妊婦が1割程いて、妊婦健康診査の受診助成の機会を逃しています。出産後に手帳を取得する20代のシングルマザー<sup>\*</sup><sup>14</sup>もいる状況ですので早期からの啓発が急務と考えます。

さらに、妊娠期や小児の医療について、産婦人科・小児科・救急医療の維持・充実が重要ですが、小児科や小児救急は医師が少ないという現状があります。

母親の育児放棄などを背景に、児童虐待の数が急速に増加しており、平成22年度（2011年度）で相談件数は約320件となっています。同年度に児童虐待ネットワーク会議を発展的に要保護児童対策地域協議会に変更し、児童相談所、学校、病院との連携のもと、支援を行っています。

(課題)

- ・女性と子どもの健康づくりと子育て支援の充実
- ・妊娠期や小児の医療の充実
- ・児童虐待防止の充実・強化

#### (5) 女性をとりまくサービスの充実

子育て相談などの子育て支援や介護講習会の開催など介護支援に努めてきました。子育てに悩んでいる若い母親が増えており、家庭支援の要請が増加する傾向にありますが、対応する支援員が不足しています。幼稚園や学校などの大きな輪の中で講座等を実施し、母親同士を繋ぐことも必要です。

また、ひとり親家庭や、引きこもり・ニート<sup>\*15</sup>の若者、中高年男性の失業と自殺、生活保護件数等が増え、女性だけでなく男性も共に生きづらい社会になっています。高齢者に対する虐待も増え、また平成24年には障害者虐待防止法が施行されるなど、高齢者や障がい者への暴力を防止する必要も高まっています。

(仮称)保健福祉センターの開設により、保健福祉機能の一体性を図ります。

(課題)

- ・家庭支援員の育成による家庭支援の強化
- ・同じ悩みを持つ母親などが交流できる場の確保
- ・貧困など生活上の困難に直面している男女や複合差別を受けている男女への支援
- ・市民の生きる力、生活する力を喚起し、男女が共にいきいきと暮らしていけるよう支援
- ・高齢者・障がい者の虐待防止の充実・強化
- ・(仮称)保健福祉センター運営の充実



## (6) 国際理解と国際交流の推進

国際協力についての情報収集と多様な媒体により市民への情報提供が必要です。

若い世代の国際的視野を養うため、橋本市国際親善協会との連携で学生親善大使交換留事業を行ってきましたが、国際交流機会の拡充が必要です。

外国籍市民に対して英語での案内標記や英語・中国語での生活案内に努めてきましたが、他の言語での標記や案内についても検討し、充実していく必要があります。

外国籍市民との交流については、通訳ボランティアの確保などにより充実が必要です。

外国籍市民の生活上のニーズを把握するとともに、生活についての相談に対応していく必要があります。

### (課題)

- ・ 国際協力に関する情報の収集と多様な媒体による提供の充実
- ・ 国際交流機会の拡充
- ・ 案内標記の充実
- ・ 外国籍市民への行政・生活情報提供の充実
- ・ 外国籍市民への相談支援